

鶴岡市地域包括支援センター運営協議会 資料内容に関するご意見、ご質問等

<p>【資料1】</p>	<p>【鈴木純一委員】</p> <p>【質問1】</p> <p>全国的に、地域包括支援センターの人材確保困難という課題がよく聞かれますが、鶴岡市全域での整備における充足状況や課題がもしある場合、お聞きしたく存じます。</p> <p>➡資料 2P6 では、センターによっては満たしていないが市全体として満たしていること、しかし継続的な人員確保に向けた取組を要するとありますが、他の課題や中長期的な課題があれば、という意味です。</p> <p>【回答1(高橋修正)】</p> <p>本市の地域包括支援センターの組織運営体制において、地域包括支援センターへの配置が必要な保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種については準ずる者を含め、全てのセンターに配置することができております。</p> <p>また、今後、後期高齢者や認知症高齢者数の増加に伴い、地域包括支援センターが対応する相談件数や業務量は増加すると見込んでおります。地域の相談窓口として多様な相談に対応する体制を確保するため、センターの活動状況に係るヒアリング等を通じた業務の検証・見直しの他、業務負担軽減に関する取組を進める必要があると考えています。</p> <p>【質問2】</p> <p>R4. 12. 20の社会保障審議会介護保険部会で、包括支援センター職員配置について、人材確保が困難な地域においては、幾つかの圏域の合算で満たせばよいという案が示されました。また、主任ケアマネージャーについて、「将来的に」主任ケアマネを目指す者の配置を可能とする案も示されております。現状や今後の見通しを踏まえ、センターの人員配置に係る市の現段階での方針や意向などがありましたら、教えていただきたく存じます。</p> <p>【回答2】(高橋修正(下線部))</p> <p>本市では、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定め、条例規定に基づき地域包括支援センターに置くべき職員の員数の基準を定めております。</p> <p>高齢化に伴い、ひとり暮らしや認知症、介護の相談件数が増加し、その支援に取り組む地域包括支援センターの重要性が高まったことから、平成 30 年 10 月に、高齢者人口と相談件数を考慮し、担当地域の再編と、相談体制強化のため専門職の配置基準を見直し、保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員を全ての地域包括支援センターに配置する現在の体制に再編したところです。地域によって高齢者人口数に違いがありますことから、より効率的な相談対応ができるように、改めて区域の見直し等の検討も必要と考えております。</p>
--------------	---

【伊藤 匡二 委員】

【質問3】

虐待関係に関する相談が令和5年度は1,169件あり、令和4年度596件の2倍になっていると資料を拝見しました。

虐待の内容について身体的虐待・介護世話の放棄・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待等に分けられると思いますが分類した場合、具体的な件数が分かるとうれしいです。

また、家族間によるものなのか、例えば高齢者施設を利用し、施設内(施設職員による)で起きている内容なのか等、具体的に分かるとうれしいと思います。

【回答3】

地域包括支援センターが対応した虐待に関する相談件数に係る虐待種別ごとの件数は集計しておりませんが、令和5年度に本市で受理した家庭内における高齢者虐待に係る通報・相談件数は57件あり、そのうち、虐待の事実を確認したケースは31件でした。

虐待事実が確認されたケース31件の虐待種別について、1件のケースに複数の種別が確認されたものもあり、身体的虐待が22件、介護世話の放棄・放任が5件、心理的虐待が15件、性的虐待が0件、経済的虐待が2件の計44件でした。

なお、令和5年度における養介護施設職員による虐待に係る通報・相談件数および虐待の事実が確認されたケースはいずれも0件でした。

【資料3-2】

【鈴木淳一 委員】

【質問4】

資料3-2P10「住民主体の介護予防活動の状況」において、永寿荘地域包括支援センター管内の活動が減少していますが、これは新型コロナウイルスによる影響でしょうか。

【回答4】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、少人数で活動していた団体等は、活動の継続が難しい状況となり活動休止や中止した団体がありました。また、活動を中止した団体の中には、お世話役の担い手不足で再開できなかった団体もあり活動が減少しております。そのような中、担い手養成研修を修了した若い世代の方が主体となったサロン等の新たな活動も行なわれています。

【資料4】

【鈴木淳一 委員】

【質問5】

資料4P13-14の介護予防ケアマネジメント委託状況を拝見すると、各居宅介護支援事業所のR4-5比では増減、その幅も個別性があり、事業所の方針や体制などにより異なっているものと拝察します。R6年度からは指定居宅介護支援事業所も介護予防の指定を受けることが可能となりましたが、現在の委託状況も踏まえ、今後の市としての方針(指定を受ける指定居宅介護支援事業所が増えてほしい等)、その上での課題がありましたら、お教えいただきたく存じます。

【回答5】

介護予防ケアマネジメント委託状況が事業所毎に異なっている要因につきましては、お見込みの通りであります。

介護予防ケアマネジメントは、令和6年度から、地域包括支援センターの業務負担軽減を目的として、指定介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受けるこ

とができるようになりました。これにより、4月以降、委託数が減少した地域包括支援センターもあります。また、介護予防ケアマネジメントの委託の市の方針につきましては、現在指定を受けている事業所との意見交換会を通じ、課題を把握するなどにより、検討してまいります。

【渡部はつせ委員】

【質問6】

資料4 P12

新たな指定介護予防支援事業者は、R6.6月現在4事業所とのことであるが、今後増やすことの働きかけはどのようにしているのか。目標値はあるのか。

【回答6】

令和6年度から、地域包括支援センターの業務負担軽減を目的として、指定介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受けることができるようになりました。制度については、HP等で周知し、各居宅支援事業所の人員・運営状況などに応じ、事業所ごとに判断していただいております。そのため、具体的な目標数については設けておらず、今後、地域包括支援センターの業務負担の実態を調査しながら、必要に応じて居宅介護事業所と協議してまいります。